

## ACSV MONTHLY LETTER

### ● 加算税と延滞税

申告内容の誤り、無申告、不納付の場合には以下の加算税・延滞税が課されます。これらは「罰金」的なもので、所得計算上の損金に算入できません。

種類	内容	税額の計算
過少申告加算税	税務調査等により 修正申告、更正処分	追加税額 × 10% + (追加税額 - A) × 5% A : 当初税額 or 50 万円の多い金額を超える金額 (自主申告は課税なし)
無申告加算税	期限後申告、決定処分	追加税額 × 15% + (追加税額 - 50 万円) × 5% (自主申告は 5% に軽減)
不納付加算税	源泉徴収した税金 を期限内に不納付	税額 × 10% (自主納付は 5% に軽減)
重加算税	脱税 (事実の隠ぺい、仮装)	に代えて課せられるとき 追加税額 × 35% に代えて課せられるとき 追加税額 × 40%
延滞税	納期限 から 2 ヶ月 まで	追加税額 × 一定率 × 法定納期限からの期間 (23 年度の一定率は年 4.3%) ( の場合、期間は最大 1 年間)
	2 ヶ月 超	追加税額 × 14.6% × 納期限からの期間
	納期限 期限内申告、源泉徴収税・・・法定納期限 期限後申告、修正申告・・・申告書提出日	

なお、加算税が 5,000 円未満や、延滞税が 1,000 円未満の場合は課税されません。

### 税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付 (第3期)	
11月	所得税予定納付 (第2期) 個人事業税納付 (第2期)	減額申請ができます。

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です (納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

(できるだけ 電子メール でお願いしております)